

総長が特に命じる事務を担当する課長を施設部に置く件

- 第1 施設部に、京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）第10条第1項の規定に基づき、施設整備等に係る事務について、施設部長を助け、及び総括整理させるため、施設整備等担当課長（以下「担当課長」という。）を置く。
- 第2 担当課長の任期は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までとする。
- 第3 担当課長は、第1に定める職務について、施設部長の命を受け事務を処理する。
- 第4 第1から第3までに定めるもののほか、担当課長に関し必要な事項は、施設部長が定める。